

○稲沢市中小企業振興会議設置要綱

令和 5 年 1 1 月 1 日

施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、稲沢市中小企業振興基本条例（令和 5 年稲沢市条例第 3 2 号。以下「振興基本条例」という。）第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、稲沢市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、振興基本条例において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 振興会議は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中小企業団体の代表者
- (3) 大企業、金融機関、教育機関その他関係機関の代表者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和 5 年 1 2 月までに委員の委嘱を受けた者は、令和 7 年 3 月 3 1 日を任期の終期とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 振興会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 振興会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 振興会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 振興会議は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 振興会議は、議事に関し必要な調査を行い、計画、施策その他必要な事項を協議するため、部会を設置することができる。

(庶務)

第 7 条 振興会議の庶務は、経済環境部商工観光課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、委員長が振興会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。